



CPRC

COMPETITION POLICY RESEARCH CENTER

Fair Trade Commission of Japan

競争政策の経済学から規制を考える

小田切宏之

競争政策研究センター所長・成城大学教授

CPRC第25回公開セミナー・先端政策分析セミナー

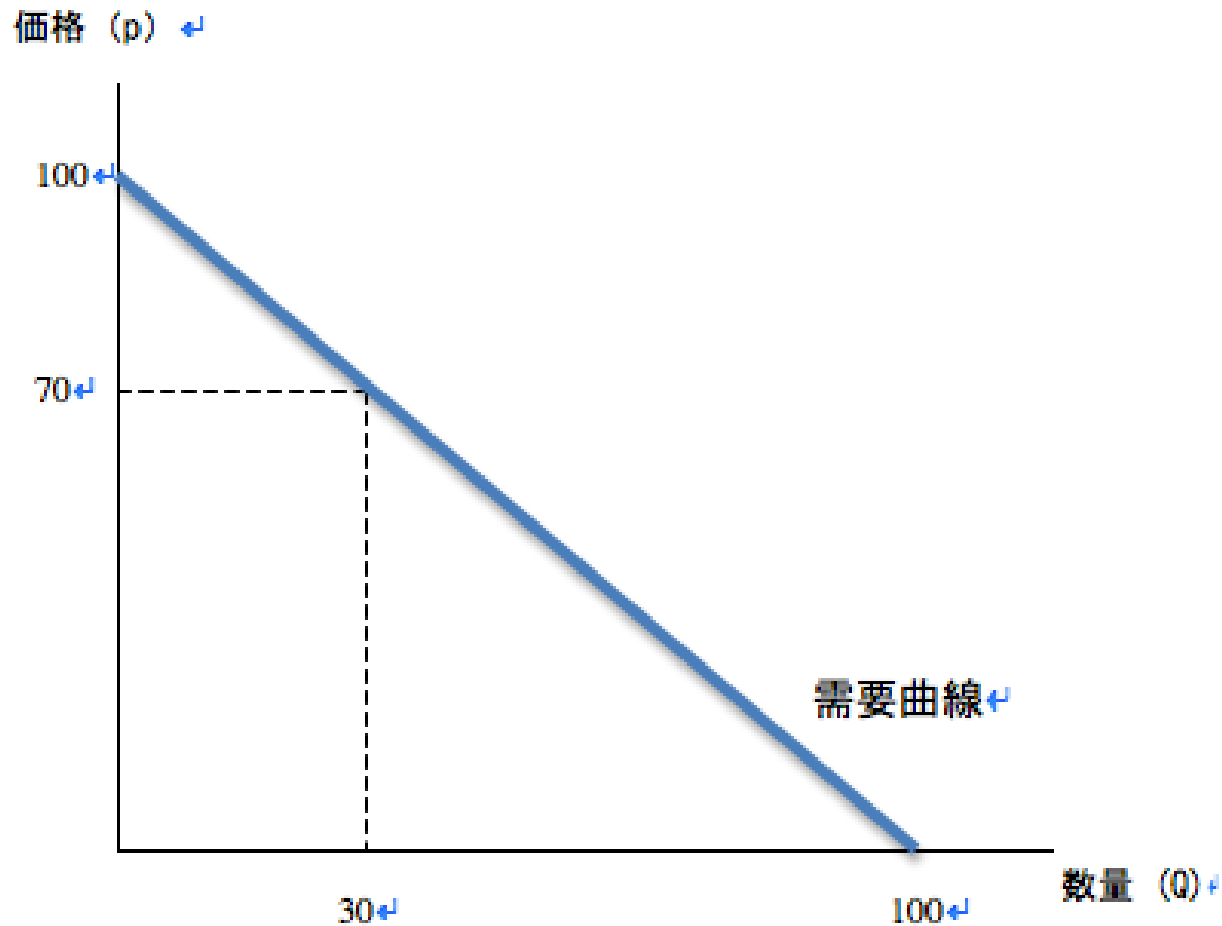
2011.6.3



競争はなぜ重要か

需要曲線

異なった価格に対して何個の需要があるかを示す曲線

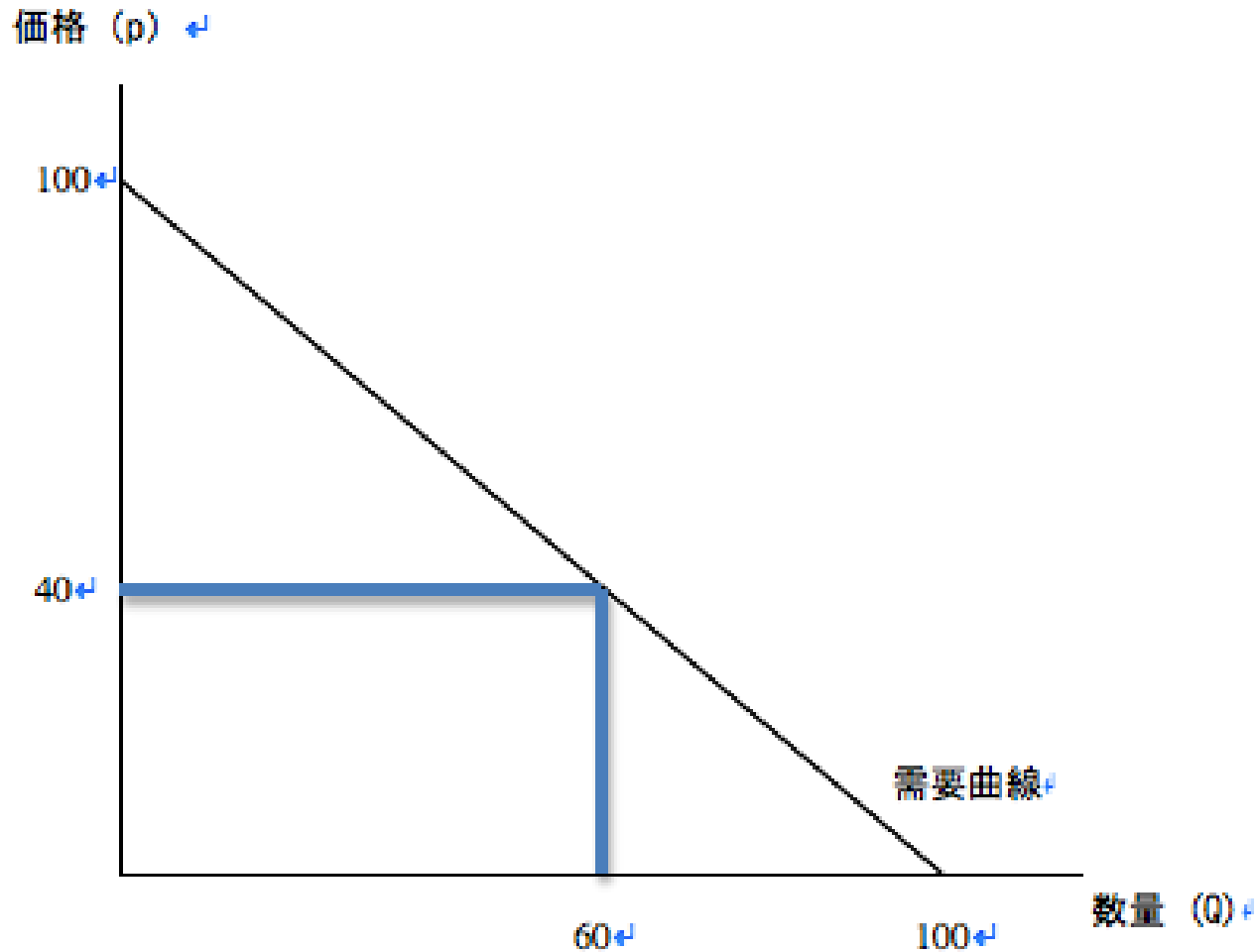


競争の働き

- ・ 生産・販売に要する1単位あたり費用は40円とする(生産量に関わりなく一定とする)。
- ・ 競争があれば、40円より高い価格がついていると、より安い価格を提示して顧客を奪おうとする企業が出てくるはず。
=>このため、最終的に40円の価格で取引されるはず。
- ・ これを(完全)競争均衡という。

競争均衡

価格は40円となり、60人の消費者が購入する

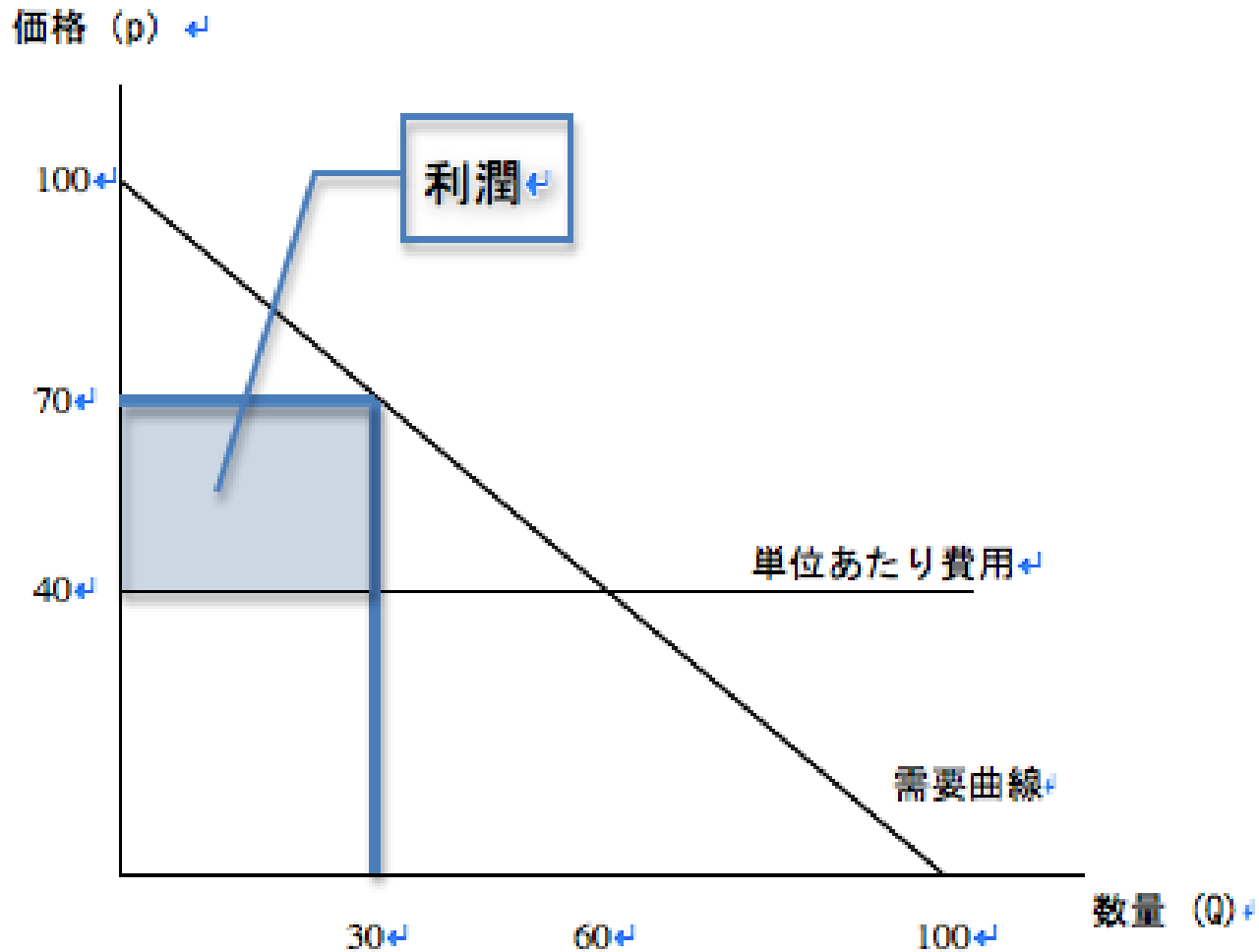


独占やカルテル

- ・ 独占企業は70円の価格をつけると、単位あたり30円(=70円-40円)の利潤を得ることができる。
- ・ このとき需要曲線により、30人が購入することがわかる。
- ・ 合計、30円 × 30個 = 900円の利潤を得る。

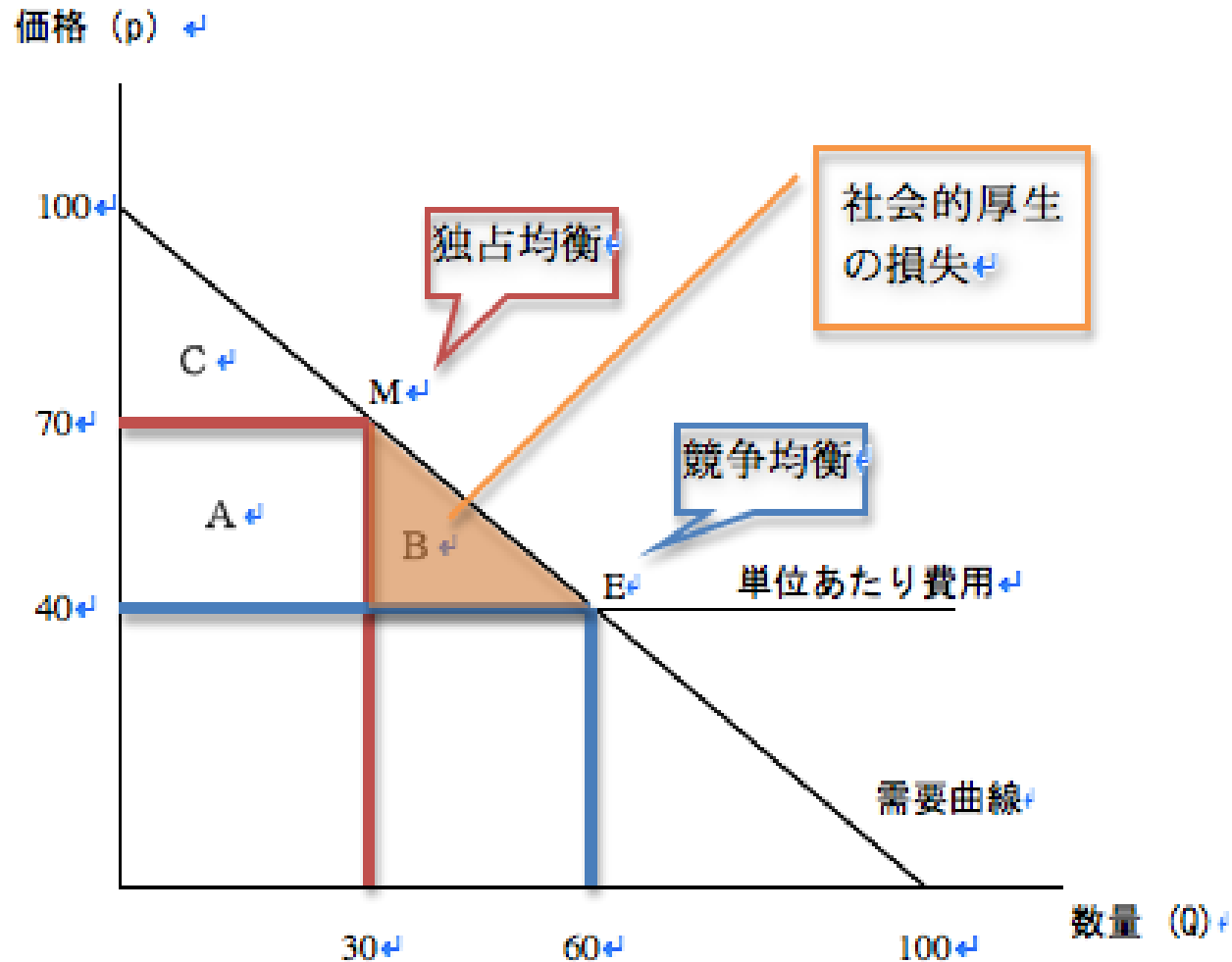
独占均衡(カルテル均衡)

価格を70円に設定することにより900円の利潤をえる



競争均衡と独占均衡の比較

社会的厚生損失の発生



すなわち

- ・ 独占では、競争均衡に比べ、
 - より高い価格
 - より少ない生産量＝消費量
- ・ このため
 - 購入できた消費者も高く買わされている。
 - ・ →その分が独占企業の利潤となっている
 - 購入できなかった消費者（価値を40円～70円と評価した消費者）は消費することからの「余剰」を得る機会を失った。
- ・ => 独占による社会的厚生への損失
(デッドウェイト・ロス、死荷重損失)の発生

さらに

- ・ 独占のもとでは、
 - 新製品を開発して競合他社より魅力的な商品を消費者に提供することへのインセンティブ（動機付け）も弱い。
 - 新生産工程を発明して、競合他社より安い価格で販売し、マーケットシェア（市場占有率）を高めることへのインセンティブも弱い。
- ⇒ 研究開発やイノベーション（革新）も独占では十分におこなわれないおそれがある。

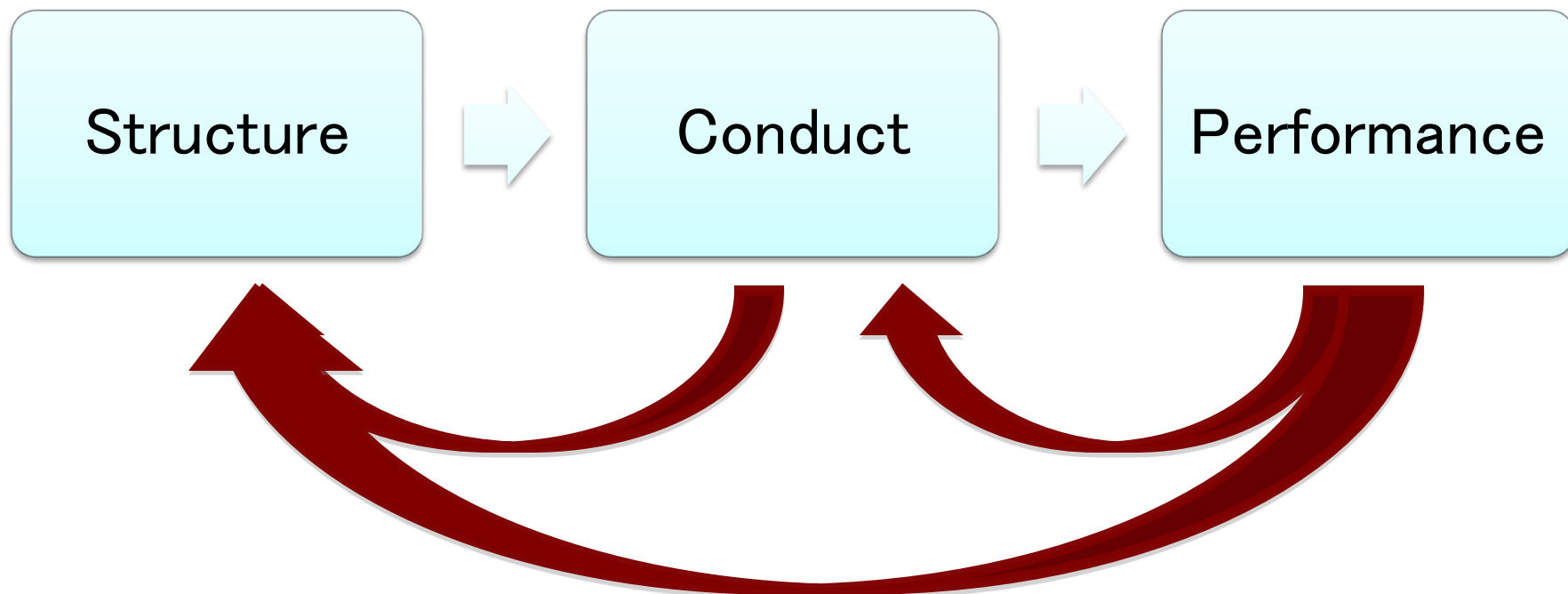
- ・ このため、
 - 独占による社会的厚生への損失を防ぐ
 - イノベーションを促進し、経済を活性化する
- いずれの観点からも、競争的な市場環境を維持・促進するための政策が必要である。
- ⇒ こうした政策こそが「競争政策」である。
- ・ 競争政策のための中心的な法律が「**独占禁止法**」である

S C P パラダイム

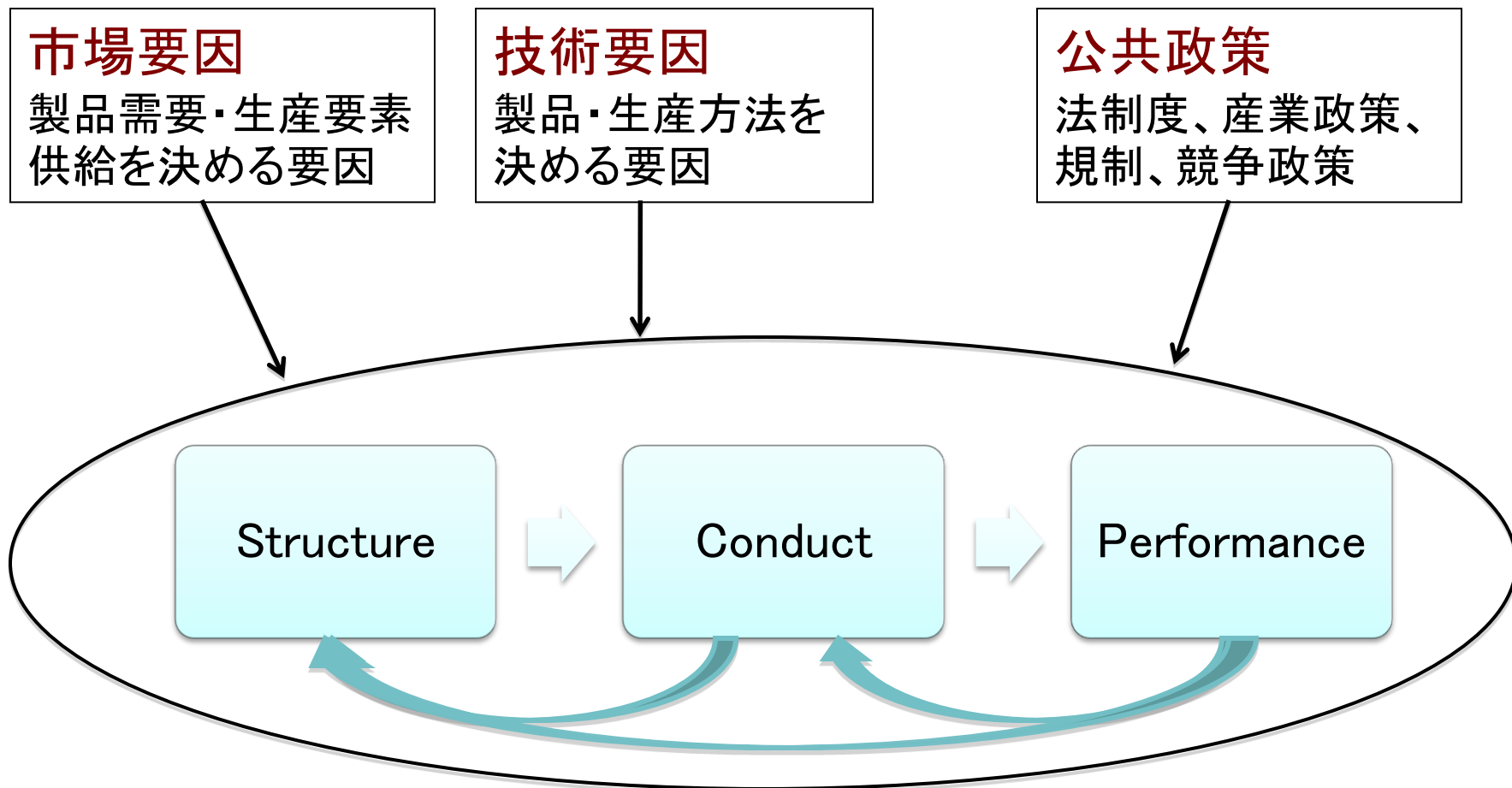
- ・ 市場構造 (Structure)
 - 売り手・買い手の数と分布(集中度)
 - 参入障壁・産業内移動障壁・退出障壁
 - 製品差別化、垂直統合、多角化
- ・ 市場行動 (Conduct)
 - 価格・生産量の決定
 - 製品戦略、マーケティング戦略、投資戦略、研究開発戦略
 - 企業間関係: 協調、共謀、提携、合併
- ・ 市場成果 (Performance)
 - 資源配分上の効率性、経営上の効率性
 - 経済成長・技術進歩、公平性

伝統的考え方

→ 新しい考え方： 相互作用の強調



SCPの関係を形作る外部要因の重要性



- ・ したがって、規制の競争への影響を考えるには、市場構造(S)や市場行動(C)がどう影響されるか、それが市場成果(P)に与える効果にどう影響するか、を考えていくことになる。

規制とは

- ・ 経済的規制
 - 価格規制、数量規制
 - 参入規制、退出規制
- ・ 社会的規制
 - 環境規制
 - 安全規制
- ・ ただし、両者を区別することはしばしば不可能。
 - 経済的でも社会的でもある規制は多い
 - ・ 労働雇用関連規制、タクシー台数規制
 - 「社会的」とされる規制も、経済的規制を伴うことが多い
 - SCPへの、よって競争への影響

代表的価格規制・参入規制： 自然独占

- 自然独占
 - 規模の経済性が市場規模に比べ十分に大きいため、全市場に対し1社で供給した方が複数企業で供給するよりも総費用が小さい状態
- 参入規制
 - 根拠： 参入が起き複数企業になると規模の経済性が十分に生かされない
- 価格規制
 - 根拠： 独占企業が独占的高価格を設定し、社会的厚生損失を発生させる

コンテストブル市場の理論

- ・ コンテストブル市場
 - 参入が容易なため、参入により利益が見込まれるかぎり直ちに参入が起きるような市場
- ・ Baumol, Panzar, and Willig (1982)
 - 市場がコンテストブルであれば、均衡では価格は平均費用に等しい。操業している企業が2社以上であれば、価格は限界費用にも等しい。
 - この結果、社会的厚生への損失は発生しない(パレート最適、2社以上のとき)、または利潤非負の条件下で社会的厚生への損失は最小化される(ラムゼイ最適、1社のとき)。
- ・ 政策的含意
 - 市場がコンテストブルであれば、価格規制は不要
 - 市場がコンテストブルであるような仕組みを作ることが必要(参入規制は逆行)

市場をコンテストタブルにするには何が必要か

- ・ 参入障壁の除去
 - 経済的・社会的規制による参入障壁の排除
 - サunkコスト(いったん投資すると、生産活動を停止してもはや回収することができない費用)の低減
- ・ サunkコストの代表例： 不可欠設備 (Essential facility)
 - 不可欠設備に伴う費用をサunkしなくて済む工夫
 - ・ アクセスフィーを支払うことでのオープンアクセスの確保
 - ・ オークションによる利用権の獲得競争(事後的には独占でも、事前的に参入競争)
 - ・ 上下分離など、組織形態の工夫も必要に

社会的規制のSCPへの影響

- ・ 市場構造(S)への影響
 - 経営に必要な最小効率規模 (Minimum efficiency scale, MES)を高めることにより集中度を高めることはないか？
 - ・ 汚染除去装置は分割不能なため、MESを高める。
 - ・ 安全規制により新製品開発のための研究費が高騰すればMESは高まる。
 - 製品間の代替性を下げ、代替可能な製品の種類を減らすことにより、個々の製品への需要の価格弾力性を低め、より独占的な価格設定を可能にすることはないか？
 - ・ 安全規制の名目で輸入品を制限したり、新製品の導入を遅らせることは既存製品への需要の価格弾力性を低める。
 - ・ 店舗規制は、既存店舗の地理的独占性を高める。
 - 参入障壁を高めることにより、コンテストビリティを低め、既存企業への潜在的参入企業からの競争圧力を低めることはないか？
 - ・ 環境規制や安全規制への対応のために sunk cost を生む投資が必要になれば、コンテストビリティは損なわれる。
 - ・ 会社設立や事業開始に要する手続きや経費は参入障壁となる。

- ・ 市場行動(C)への影響、S⇔Cの関係への影響
 - マーケティング活動への影響
 - ・ メディアやインターネットへの規制の、広告活動における競争への影響？
 - ・ 製品表示規制の、販売活動における競争への影響？
 - ・ 出店規制の、小企業の販売への制約？
 - ・ 交通規制の、流通費用への影響の企業間格差？
 - 投資活動への影響
 - ・ 環境規制、安全規制が工場建設費用を高め、要する期間を長くすれば、投資活動を抑制するおそれ
 - ・ 投資にはヒト、カネ、情報が必要。資本市場規制は資金調達を難しくし、労働規制は従業員確保を難しくするおそれ。また、新規企業にこれらが特に強い制約となるおそれ。
 - 研究開発活動への影響
 - ・ 製品に求められる安全規制・環境規制が研究開発費用を高め、新製品導入を遅らせ、研究開発におけるMESを高めたり、新規企業参入を困難にするおそれ(代表: 自動車安全性基準、新薬審査)。
 - ・ 研究における安全規制・環境規制についても同様(前臨床・臨床試験など)。

- ・ 企業間関係への影響： 提携、アウトソーシング
 - 「企業の境界」の多様化により、経営管理・生産・販売・流通・研究開発のいずれにおいても、業務を共同化したり、専門業者にアウトソーシングすることが一般化しており、それによりMESの制約を克服することが可能。
 - ・ 規制がこうした外注を困難にすることはないか？
 - ・ 専門業者の設立・参入を困難にすることはないか？

- ・ 企業間関係への影響： 協調、共謀、談合
 - トリガー戦略などの理論は、報復の脅威が有効であれば、企業間での明白な意思疎通が無くても暗黙の協調が起きることを明らかにしている。
 - ・ 規制が企業間での情報共有を容易にし、暗黙の協調を容易にすることがないか？
 - ・ 1社が逸脱すれば他社がそれを発見しやすくなることはないか？
 - ・ 各社の需要や費用についての情報を共有しやすくなることによって、他社の最適行動を予測しやすくなることはないか？
 - ・ 企業を同質化することにより協調を容易にすることがないか？

結論

- ・ このように規制は S・C・P およびその相互関係に影響を与えることにより、競争条件を変化させる。
- ・ 基本的に規制は最小化されるべきである。規制が必要な場合には、それによって競争を損なうことがないよう、制度設計する必要がある。
 - － 規制が必要なケース
 - ・ 外部性(安全規制、環境規制を含む)
 - ・ 情報の不完全性を低減して市場取引を円滑化
 - ・ 情報の偏在に基づく機会主義的行動を最小化
- ・ 競争政策当局は、規制が競争に与える影響を注視し、必要に応じ提言する必要。

実証分析の例： 規制緩和の新規開業に与える影響

- Branstetter, Lee G.; Lima, Francisco; Taylor, Lowell J.; and Venâncio, Ana,
“Do Entry Regulations Deter Entrepreneurship and Job Creation?: Evidence from Recent Reforms in Portugal”
NBER Working Paper, No. 16473, 2010.
- ポルトガルにおける“On the Spot Firm”政策の効果を実証研究
 - 企業設立：数カ所の役所、11の手続き、20の書類、54～78日 → 1カ所に集約、7の手続き、1時間
 - 2005年に法改正、2005-9年に county ごとに実施
 - 308 counties, 2000-8年の月次データで計量分析

実証結果

- On the Spot Firm 政策により
 - 人口10万人あたり開業2社増加(17%増)
 - 人口10万人あたり7人の雇用増(22%増)
 - 開業規模別では従業員数2~5人で有意に増加
 - 産業別では農業、建設、小売で有意に増加
 - 開業2年後の生存確率は4%低下
- 新規開業の増加は、市場にとっての参入を増やし、競争への効果があったはず。